

下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働力人口の減少と高齢化の進行により不足している介護人材の確保を図り、もって高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止、介護予防等に向けた取組を推進することを目的として、下関市内の訪問介護事業所の訪問介護員等を確保するための求人活動に係る費用の一部を補助する下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護を運営する事業所をいう。
- (2) 訪問介護員等 訪問介護事業所において、利用者に対する介護サービスの提供に従事する者をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 下関市内の訪問介護事業所の運営法人であって、当該事業所において、次条に規定する補助対象事業を行うものであること。
- (2) 当該法人の役員が暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が補助事業者の事業活動を支配していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が運営する訪問介護事業所を対象に実施する訪問介護員等を確保するための求人活動に要する次に掲げる事業とする。

- (1) 新聞、情報誌等への求人広告の掲載
- (2) 求人チラシの作成及び新聞等への折り込み
- (3) 求人説明会への参加又はその開催
- (4) 就職情報サイトへの求人情報の掲載
- (5) 有料職業紹介所による紹介

(6) その他新たな訪問介護員等の確保のために必要と認められる事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要するものであって、第7条の規定による申請を行った日の属する年度に支出した費用とする。ただし、他の補助金の交付を受ける経費並びに消費税及び地方消費税は、当該補助金の補助対象経費としない。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助対象経費に係る寄附金その他の収入額（営利を目的としない法人にあっては、補助対象経費に係る収入額）を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 事業計画書及び収支予算（見込）書（様式第1号別紙1）
- (2) 補助対象事業の支出（予定）額が分かる見積書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないとするときは、下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付の制限)

第11条 補助金の交付は、補助対象事業の種類、訪問介護事業所等の別を問

わず、同一の補助事業者に対しては、1年度に1回限りとする。

(事業の実施)

第12条 第10条第1項の規定による通知（以下「補助金交付決定通知」という。）を受けた補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助決定事業」という。）を適切に実施しなければならない。

(補助決定事業の変更に係る承認の申請等)

第13条 補助事業者は、補助決定事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が補助決定事業に要する補助対象経費の総額について、当該経費の総額の20パーセント以内の額を減額しようとするとき、その他市長が当該変更を軽微なものと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請書の提出においては、第7条の規定を準用する。ただし、当該申請書に添付する書類は、当該変更に係る書類に限るものとする。

3 補助事業者は、補助決定事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助決定事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助決定事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 前項の規定による補助金の交付の決定の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更について、市長は、下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金交付変更等決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第14条 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後に補助決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金事業中止・廃止届（様式第6号）により当該補助決定事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(完了の報告)

第15条 補助事業者は、補助決定事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金事業完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書（様式第7号別紙1）
- (2) 補助決定事業に係る領収証等支出額が分かる書類の写し
- (3) 補助決定事業の実施状況が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助決定事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助決定事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助決定事業について準用する。

（補助金の請求）

第18条 第16条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第19条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備）

第20条 補助事業者は、補助決定事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助決定事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助決定事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助決定事業が実施されているとき。

- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。
 - 3 第1項の規定による取消しの通知は、下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。
 - 4 第2項の規定による返還の命令は、下関市介護サービス事業所人材確保支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により行うものとする。
 - 5 前各項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

（検査等）

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助決定事業の実施に関し必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

（その他）

第23条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年5月8日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和10年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。